

客室乗務員(CA)の疲労管理に係る基準の方向性(案) 1

ICAO	欧米		日本		考え方 ★基本的な考え方 ○留意点	方向性																																																																																																																																																																																																																																																																																
ガイドスマニュアル (Doc 9966)等	米国 客室乗務員 (CA)	欧州 客室乗務員 (CA)	運航乗務員 (PL)	CA 現行 基準																																																																																																																																																																																																																																																																																		
【乗務時間:FTL】 ・1日 ・7日(1週)/28日(1ヶ月) ・365日(1年) における乗務の上限時間	○1日 <table><tr><th>勤務開始時刻</th><th>CA最少配置数</th><th>CA最少配置数 +1名</th><th>CA最少配置数 +2名</th></tr><tr><td>20:00~4:59</td><td>8時間</td><td>13時間</td><td>17時間</td></tr><tr><td>5:00~19:59</td><td>9時間</td><td></td><td></td></tr></table>	勤務開始時刻	CA最少配置数	CA最少配置数 +1名	CA最少配置数 +2名	20:00~4:59	8時間	13時間	17時間	5:00~19:59	9時間			○1日当たりの 乗務時間設定なし	○1日 <table><tr><th rowspan="2">勤務開始時刻^①</th><th colspan="2">操縦士2名編成^② 飛行回数^③</th><th>操縦士3名^④ 編成^⑤</th><th>操縦士4名^⑥ 編成^⑦</th></tr><tr><th>2回^⑧ 以下^⑨</th><th>3回^⑩ 以上^⑪</th><th></th><th></th></tr><tr><td>17:00~4:59^⑫</td><td>9hr^⑬</td><td>8hr^⑭</td><td>15hr^⑮</td><td>17hr^⑯</td></tr><tr><td>5:00~16:59^⑰</td><td>10hr^⑱</td><td>9hr^⑲</td><td></td><td></td></tr></table>	勤務開始時刻 ^①	操縦士2名編成 ^② 飛行回数 ^③		操縦士3名 ^④ 編成 ^⑤	操縦士4名 ^⑥ 編成 ^⑦	2回 ^⑧ 以下 ^⑨	3回 ^⑩ 以上 ^⑪			17:00~4:59 ^⑫	9hr ^⑬	8hr ^⑭	15hr ^⑮	17hr ^⑯	5:00~16:59 ^⑰	10hr ^⑱	9hr ^⑲			—	★CAの疲労管理において、1日当たりの上限時間を設けることは有効。 ○FDPIはFTLを含んでおり、指標としては、いずれも可能。 ○CAの勤務形態に着目すれば、CAの追加配置が各CAの疲労軽減に直結するとは考えにくい。(PLとは勤務形態が相違。)	○1日当たりの上限時間は設けるが、CAの追加配置が各CAの疲労軽減に直結しないこと、また1日の上限時間はFDPでも対応可能であることを踏まえ、基準としては、下記のFDPで規定することとしてはどうか。																																																																																																																																																																																																																																																	
	勤務開始時刻	CA最少配置数	CA最少配置数 +1名	CA最少配置数 +2名																																																																																																																																																																																																																																																																																		
20:00~4:59	8時間	13時間	17時間																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5:00~19:59	9時間																																																																																																																																																																																																																																																																																					
勤務開始時刻 ^①	操縦士2名編成 ^② 飛行回数 ^③		操縦士3名 ^④ 編成 ^⑤	操縦士4名 ^⑥ 編成 ^⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	2回 ^⑧ 以下 ^⑨	3回 ^⑩ 以上 ^⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17:00~4:59 ^⑫	9hr ^⑬	8hr ^⑭	15hr ^⑮	17hr ^⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5:00~16:59 ^⑰	10hr ^⑱	9hr ^⑲																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	○1か月間:100時間 1年間:1,000時間	○1か月間:100時間 1年間:1,000時間	○1か月間:100時間 1年間:1,000時間	○1か月間:100時間	★FTLとして、現行の1か月の時間上限に加え、1年間の時間上限を設けることは有効。	○欧米等と同様にFTL: 1か月間:100h 1年間:1,000h としてはどうか。																																																																																																																																																																																																																																																																																
【飛行勤務時間:FDP】 上限時間は、疲労に影響を与える要因(勤務開始時刻、機内での休息等)で設定 ・1日 ・7日(1週)/28日(1ヶ月)	○1日 <table><tr><th rowspan="2">勤務開始時刻 ※1</th><th colspan="7">飛行回数</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7+</th></tr><tr><td>0:00-3:59</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4:00-4:59</td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>5:00-5:59</td><td></td><td></td><td></td><td>12</td><td></td><td>11.5</td><td>11 10.5</td></tr><tr><td>6:00-6:59</td><td></td><td>13</td><td>12</td><td></td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td></tr><tr><td>7:00-11:59</td><td></td><td></td><td>14</td><td>13</td><td>12.5</td><td>12</td><td>11.5</td></tr><tr><td>12:00-12:59</td><td></td><td></td><td></td><td>13</td><td>12.5</td><td>12</td><td>11.5</td></tr><tr><td>13:00-16:59</td><td></td><td></td><td></td><td>12</td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td></tr><tr><td>17:00-21:59</td><td></td><td>12</td><td>11</td><td></td><td>10</td><td></td><td>9</td></tr><tr><td>22:00-22:59</td><td></td><td>11</td><td></td><td>10</td><td></td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>23:00-23:59</td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td>9</td><td></td></tr></table>	勤務開始時刻 ※1	飛行回数							1	2	3	4	5	6	7+	0:00-3:59					9			4:00-4:59			10			9		5:00-5:59				12		11.5	11 10.5	6:00-6:59		13	12		11.5	11	10.5	7:00-11:59			14	13	12.5	12	11.5	12:00-12:59				13	12.5	12	11.5	13:00-16:59				12	11.5	11	10.5	17:00-21:59		12	11		10		9	22:00-22:59		11		10		9		23:00-23:59			10			9		○1日 <table><tr><th rowspan="2">勤務開始時刻 ※2</th><th colspan="10">飛行回数</th></tr><tr><th>1-2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th></th></tr><tr><td>0000-0459</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10</td><td>9.5</td><td></td><td></td><td></td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>0500-0514</td><td>12</td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10</td><td>9.5</td><td></td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>0515-0529</td><td>12.25</td><td>11.75</td><td>11.25</td><td>10.75</td><td>10.25</td><td>9.75</td><td>9.25</td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>0530-0544</td><td>12.5</td><td>12</td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10</td><td>9.5</td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>0545-0559</td><td>12.75</td><td>12.25</td><td>11.75</td><td>11.25</td><td>10.75</td><td>10.25</td><td>9.75</td><td>9.25</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>0600-1329</td><td>13</td><td>12.5</td><td>12</td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10</td><td>9.5</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>1330-1359</td><td>12.75</td><td>12.25</td><td>11.75</td><td>11.25</td><td>10.75</td><td>10.25</td><td>9.75</td><td>9.25</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>1400-1429</td><td>12.5</td><td>12</td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10</td><td>9.5</td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1430-1459</td><td>12.25</td><td>11.75</td><td>11.25</td><td>10.75</td><td>10.25</td><td>9.75</td><td>9.25</td><td>9</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1500-1529</td><td>12</td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10.25</td><td>9.25</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1530-1559</td><td>11.75</td><td>11.25</td><td>10.75</td><td>10.25</td><td>9.45</td><td>8.15</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1600-1629</td><td>11.5</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10</td><td>9.5</td><td></td><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1630-1659</td><td>11.25</td><td>10.75</td><td>10.25</td><td>9.75</td><td>9.25</td><td></td><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1700-2359</td><td>11</td><td>10.5</td><td>10</td><td>9.5</td><td></td><td></td><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	勤務開始時刻 ※2	飛行回数										1-2	3	4	5	6	7	8	9	10		0000-0459	11	10.5	10	9.5				9			0500-0514	12	11.5	11	10.5	10	9.5		9			0515-0529	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9			0530-0544	12.5	12	11.5	11	10.5	10	9.5	9			0545-0559	12.75	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9		0600-1329	13	12.5	12	11.5	11	10.5	10	9.5	9		1330-1359	12.75	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9		1400-1429	12.5	12	11.5	11	10.5	10	9.5	9			1430-1459	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9			1500-1529	12	11.5	11	10.5	10.25	9.25	9				1530-1559	11.75	11.25	10.75	10.25	9.45	8.15	9				1600-1629	11.5	11	10.5	10	9.5		9				1630-1659	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25		9				1700-2359	11	10.5	10	9.5			9				○1週間:60時間 1か月間:190時間	○1週間:60時間 1か月間:190時間	○1週間:60時間 1か月間:190時間	—	★CAの疲労管理において、1日当たりの上限時間を設けることは有効。(再掲) ★勤務開始時刻、飛行回数は疲労に影響する要素であり、これらに基づく基準も設けることは有効。 ○FDPIはFTLを含んでおり、より広範な勤務時間に着目した指標と考えることができる。 ○我が国PLの基準は既に適用されており、特段の問題は生じていない。	○1日の上限時間を、当日の勤務開始時刻や着陸回数で規定するFDPIにより規定することとしてはどうか。 ○具体的には、既に我が国で運用実績のある、PLに対するFDPの基準と同様としてはどうか。
	勤務開始時刻 ※1		飛行回数																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1		2	3	4	5	6	7+																																																																																																																																																																																																																																																																															
0:00-3:59					9																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4:00-4:59			10			9																																																																																																																																																																																																																																																																																
5:00-5:59				12		11.5	11 10.5																																																																																																																																																																																																																																																																															
6:00-6:59		13	12		11.5	11	10.5																																																																																																																																																																																																																																																																															
7:00-11:59			14	13	12.5	12	11.5																																																																																																																																																																																																																																																																															
12:00-12:59				13	12.5	12	11.5																																																																																																																																																																																																																																																																															
13:00-16:59				12	11.5	11	10.5																																																																																																																																																																																																																																																																															
17:00-21:59		12	11		10		9																																																																																																																																																																																																																																																																															
22:00-22:59		11		10		9																																																																																																																																																																																																																																																																																
23:00-23:59			10			9																																																																																																																																																																																																																																																																																
勤務開始時刻 ※2	飛行回数																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1-2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																													
0000-0459	11	10.5	10	9.5				9																																																																																																																																																																																																																																																																														
0500-0514	12	11.5	11	10.5	10	9.5		9																																																																																																																																																																																																																																																																														
0515-0529	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9																																																																																																																																																																																																																																																																														
0530-0544	12.5	12	11.5	11	10.5	10	9.5	9																																																																																																																																																																																																																																																																														
0545-0559	12.75	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9																																																																																																																																																																																																																																																																													
0600-1329	13	12.5	12	11.5	11	10.5	10	9.5	9																																																																																																																																																																																																																																																																													
1330-1359	12.75	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9																																																																																																																																																																																																																																																																													
1400-1429	12.5	12	11.5	11	10.5	10	9.5	9																																																																																																																																																																																																																																																																														
1430-1459	12.25	11.75	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25	9																																																																																																																																																																																																																																																																														
1500-1529	12	11.5	11	10.5	10.25	9.25	9																																																																																																																																																																																																																																																																															
1530-1559	11.75	11.25	10.75	10.25	9.45	8.15	9																																																																																																																																																																																																																																																																															
1600-1629	11.5	11	10.5	10	9.5		9																																																																																																																																																																																																																																																																															
1630-1659	11.25	10.75	10.25	9.75	9.25		9																																																																																																																																																																																																																																																																															
1700-2359	11	10.5	10	9.5			9																																																																																																																																																																																																																																																																															
	○1週間:60時間 1か月間:190時間	○1週間:60時間 1か月間:190時間	○1週間:60時間 1か月間:190時間	○1週間:60時間 1か月間:190時間	—	★FDPとして、時間上限を設けることは有効。	○欧米等と同様にFDP: 1週間:60時間 1か月:190時間 としてはどうか。																																																																																																																																																																																																																																																																															

客室乗務員(CA)の疲労管理に係る基準の方向性(案)2

ICAO	欧米		日本		考え方 ★基本的な考え方 ○留意点	方向性																																																																																															
ガイドスマニュアル (Doc 9966)等	米国 客室乗務員 (CA)	欧州 客室乗務員 (CA)	運航乗務員 (PL)	CA 現行 基準																																																																																																	
【機内休息】 休息時間と休息施設の利用 に応じて乗務時間等の延長 量を設定 クラス1:クルーバンク クラス2:ビジネスクラス等+仕切り クラス3:40° 傾斜、フットレスト付	○延長条件 <table><tr><th>勤務開始時間</th><th>PL編成</th><th>客室乗務員数</th><th>機内休養設備のレベル</th></tr><tr><td>0:00~5:59</td><td>3人</td><td>Min +1人</td><td>15</td></tr><tr><td></td><td>4人</td><td>Min +2人</td><td>17</td></tr><tr><td>6:00~6:59</td><td>3人</td><td>Min +1人</td><td>16</td></tr><tr><td></td><td>4人</td><td>Min +2人</td><td>18.5</td></tr><tr><td>7:00~12:59</td><td>3人</td><td>Min +1人</td><td>17</td></tr><tr><td></td><td>4人</td><td>Min +2人</td><td>19</td></tr><tr><td>13:00~16:59</td><td>3人</td><td>Min +1人</td><td>16</td></tr><tr><td></td><td>4人</td><td>Min +2人</td><td>18.5</td></tr><tr><td>17:00~23:59</td><td>3人</td><td>Min +1人</td><td>15</td></tr><tr><td></td><td>4人</td><td>Min +2人</td><td>17</td></tr></table> ・客室乗務員の配置数で 延長量変化。 ・休息施設は不要。	勤務開始時間	PL編成	客室乗務員数	機内休養設備のレベル	0:00~5:59	3人	Min +1人	15		4人	Min +2人	17	6:00~6:59	3人	Min +1人	16		4人	Min +2人	18.5	7:00~12:59	3人	Min +1人	17		4人	Min +2人	19	13:00~16:59	3人	Min +1人	16		4人	Min +2人	18.5	17:00~23:59	3人	Min +1人	15		4人	Min +2人	17	○延長条件 <table><tr><th>最大延長できる時間</th><th>クラス1</th><th>クラス2</th><th>クラス3</th></tr><tr><td>Up to 14:30</td><td>1:30</td><td>1:30</td><td>1:30</td></tr><tr><td>14:31-15:00</td><td>1:45</td><td>2:00</td><td>2:20</td></tr><tr><td>15:01-15:30</td><td>2:00</td><td>2:20</td><td>2:40</td></tr><tr><td>15:31-16:00</td><td>2:15</td><td>2:40</td><td>3:00</td></tr><tr><td>16:01-16:30</td><td>2:35</td><td>3:00</td><td>Not allowed</td></tr><tr><td>16:31-17:00</td><td>3:00</td><td>3:25</td><td>Not allowed</td></tr><tr><td>17:01-17:30</td><td>3:25</td><td>Not allowed</td><td>Not allowed</td></tr><tr><td>17:31-18:00</td><td>3:50</td><td>Not allowed</td><td>Not allowed</td></tr></table> ・機内休息(1.5h-)で延長 量変化。 ・休息施設(クラス1,2,3)が 必要。	最大延長できる時間	クラス1	クラス2	クラス3	Up to 14:30	1:30	1:30	1:30	14:31-15:00	1:45	2:00	2:20	15:01-15:30	2:00	2:20	2:40	15:31-16:00	2:15	2:40	3:00	16:01-16:30	2:35	3:00	Not allowed	16:31-17:00	3:00	3:25	Not allowed	17:01-17:30	3:25	Not allowed	Not allowed	17:31-18:00	3:50	Not allowed	Not allowed	○延長条件 <table><tr><th rowspan="2">編成数^①</th><th colspan="3">機内休養設備のレベル^②</th></tr><tr><th>クラス 1^③</th><th>クラス 2^③</th><th>クラス 3^③</th></tr><tr><td>3人編成^④</td><td>17(16)^⑤</td><td>16(15)^⑤</td><td>15(14)^⑤</td></tr><tr><td>4人編成^④</td><td>18(17)^⑤</td><td>17(16)^⑤</td><td>16(15)^⑤</td></tr></table> ①外:飛行回数2回以下 ①内:3回以上 ・客室乗務員の配置数で 延長量変化。 ・休息施設は必要。	編成数 ^①	機内休養設備のレベル ^②			クラス 1 ^③	クラス 2 ^③	クラス 3 ^③	3人編成 ^④	17(16) ^⑤	16(15) ^⑤	15(14) ^⑤	4人編成 ^④	18(17) ^⑤	17(16) ^⑤	16(15) ^⑤	—	★CAの疲労管理におい て、どのような設備で、 どの程度休息したかは 疲労に影響する要素で あり、こららに基づく基準 も設けることは有効。 ★各CAの休憩時間が確 保されている場合は、上 限時間を延ばすことは 可能と考えられる。 ★他方、CAの勤務形態 に着目すれば、CAの追 加配置により上限時間 を延ばすことは適当でな い。(PLとは勤務形態が 相違。) ○欧米基準では、休息効 果に応じた休息施設の クラス分けと、各施設で の休息時間の組み合わ せに対応した上限時間 が設けられている。	○各CAの休憩時間、 使用した休息施設に 応じた上限時間の延 長を認める基準とし てはどうか。 ○具体的には、よりき め細かく規定されて いる欧州基準として はどうか。
	勤務開始時間	PL編成	客室乗務員数	機内休養設備のレベル																																																																																																	
	0:00~5:59	3人	Min +1人	15																																																																																																	
	4人	Min +2人	17																																																																																																		
6:00~6:59	3人	Min +1人	16																																																																																																		
	4人	Min +2人	18.5																																																																																																		
7:00~12:59	3人	Min +1人	17																																																																																																		
	4人	Min +2人	19																																																																																																		
13:00~16:59	3人	Min +1人	16																																																																																																		
	4人	Min +2人	18.5																																																																																																		
17:00~23:59	3人	Min +1人	15																																																																																																		
	4人	Min +2人	17																																																																																																		
最大延長できる時間	クラス1	クラス2	クラス3																																																																																																		
Up to 14:30	1:30	1:30	1:30																																																																																																		
14:31-15:00	1:45	2:00	2:20																																																																																																		
15:01-15:30	2:00	2:20	2:40																																																																																																		
15:31-16:00	2:15	2:40	3:00																																																																																																		
16:01-16:30	2:35	3:00	Not allowed																																																																																																		
16:31-17:00	3:00	3:25	Not allowed																																																																																																		
17:01-17:30	3:25	Not allowed	Not allowed																																																																																																		
17:31-18:00	3:50	Not allowed	Not allowed																																																																																																		
編成数 ^①	機内休養設備のレベル ^②																																																																																																				
	クラス 1 ^③	クラス 2 ^③	クラス 3 ^③																																																																																																		
3人編成 ^④	17(16) ^⑤	16(15) ^⑤	15(14) ^⑤																																																																																																		
4人編成 ^④	18(17) ^⑤	17(16) ^⑤	16(15) ^⑤																																																																																																		

客室乗務員(CA)の疲労管理に係る基準の方向性(案)3

ICAO	欧米		日本		考え方	方向性																																																																																									
ガイダンスマニュアル (Doc 9966)等	米国 客室乗務員 (CA)	欧州 客室乗務員 (CA)	運航乗務員 (PL)	CA 現行 基準	★基本的な考え方 ○留意点																																																																																										
【最低限必要な 休養時間①】 ・乗務間/定期の休 養時間 ・時差や夜間に応じ た休養措置 ・不測な事態の時間 調整 等	■乗務間休養 8h睡眠を確保できる10h	■乗務間休養 ・本拠地: 12h/直前の勤務の長い方 ・それ以外: 8h睡眠を確保できる 10h/直前の勤務の長い方	■乗務間休養 8h睡眠を確保できる10h等	—	★CAの疲労管 理において、定 期的な休養の 確保に関する 基準を設ける ことは有効。	○欧米の考え方も 踏まえて既に本 邦PLの基準とし て採用している 各休養時間の基 準をCAにも適用 してはどうか。																																																																																									
	■定期休養 7日毎: 30h	■定期休養 7日毎: 2夜含む36h	■定期休養 7日毎: 2夜含む36h等	■定期休養 7日毎: 1日	★欧米において は、生理学等 の観点から、 PLとCAの基準 は原則として 同一とする考 え。																																																																																										
	■時差 ・順応の定義: 到着地において勤務終 了後に36h以上/到着地 に72h以上滞在	■時差 ・順応の定義: ①出発地と到着地の時差が2h以内 or②以下の表のとおり <table><tr><th>時差</th><th colspan="5">1つ前の勤務開始時からの時間</th></tr><tr><td></td><td><48</td><td>48~72</td><td>72~96</td><td>96~120</td><td>120~</td></tr><tr><td><4</td><td rowspan="4">B</td><td colspan="4">D</td></tr><tr><td><6</td><td>X</td><td colspan="3">D</td></tr><tr><td><9</td><td colspan="2">X</td><td>D</td><td></td></tr><tr><td><12</td><td colspan="3">X</td><td>D</td></tr></table> B: 出発地の時差に順応 D: 到着地の時差に順応 X: 時差順応地域が不明	時差	1つ前の勤務開始時からの時間						<48	48~72	72~96	96~120	120~	<4	B	D				<6	X	D			<9	X		D		<12	X			D	■時差 ・順応の定義: 以下の表のとおり <table><tr><th>時差</th><th colspan="5">出発地[※]で勤務を開始した時からの経過時間</th></tr><tr><td></td><td><48</td><td>48~72</td><td>72~96</td><td>96~120</td><td>120~</td></tr><tr><td>2~4</td><td rowspan="4">出発地[※]</td><td colspan="4">到着地</td></tr><tr><td>4~6</td><td>不明</td><td colspan="3">到着地</td></tr><tr><td>6~9</td><td colspan="2">不明</td><td>到着地</td><td></td></tr><tr><td>9~12</td><td colspan="3">不明</td><td>到着地</td></tr></table> ・休養時間追加要件: ①2h以上の時差ある運航勤務 →本拠地の場合、以下の休養 <table><tr><th>時差</th><th colspan="4">最初の勤務開始時からの時間</th></tr><tr><td></td><td>~48</td><td>48~72</td><td>72~96</td><td>96~</td></tr><tr><td>4~6</td><td>2夜</td><td>2夜</td><td>3夜</td><td>3夜</td></tr><tr><td>≤9</td><td>2夜</td><td>3夜</td><td>3夜</td><td>4夜</td></tr><tr><td>≤12</td><td>2夜</td><td>3夜</td><td>4夜</td><td>5夜</td></tr></table>	時差	出発地 [※] で勤務を開始した時からの経過時間						<48	48~72	72~96	96~120	120~	2~4	出発地 [※]	到着地				4~6	不明	到着地			6~9	不明		到着地		9~12	不明			到着地	時差	最初の勤務開始時からの時間					~48	48~72	72~96	96~	4~6	2夜	2夜	3夜	3夜	≤9	2夜	3夜	3夜	4夜	≤12	2夜	3夜	4夜	5夜	○休養時間に関 してはCAとPL の乗務形態の 差異が及ぼす 影響は限定的 と考えられる。
時差	1つ前の勤務開始時からの時間																																																																																														
	<48	48~72	72~96	96~120	120~																																																																																										
<4	B	D																																																																																													
<6		X	D																																																																																												
<9		X		D																																																																																											
<12		X			D																																																																																										
時差	出発地 [※] で勤務を開始した時からの経過時間																																																																																														
	<48	48~72	72~96	96~120	120~																																																																																										
2~4	出発地 [※]	到着地																																																																																													
4~6		不明	到着地																																																																																												
6~9		不明		到着地																																																																																											
9~12		不明			到着地																																																																																										
時差	最初の勤務開始時からの時間																																																																																														
	~48	48~72	72~96	96~																																																																																											
4~6	2夜	2夜	3夜	3夜																																																																																											
≤9	2夜	3夜	3夜	4夜																																																																																											
≤12	2夜	3夜	4夜	5夜																																																																																											
■不測事態の対応 ①FTL延長: 離陸後～着陸まで ②FDP延長 (a)離陸前: 最大 2h (b)離陸後～着陸まで	■不測事態の対応 ①FTL延長: なし ②FDP延長: (a)操縦士2人時は2h、3人時は3hまで (b)勤務内最後の飛行における離陸後 の場合、目的地等へ着くまで	■不測事態の対応 ①FTL延長: 離陸後～着陸まで ②FDP延長 (a)操縦士2人時は2h、3人時は3hまで (b)離陸後～目的地等へ着くまで	—	—	○FTL／FDPIに関 する議論を踏まえ て検討。																																																																																										

客室乗務員(CA)の疲労管理に係る基準の方向性(案)4

ICAO	欧米		日本		考え方 ★基本的な考え方 ○留意点	方向性
ガイドンスマニュアル(Doc 9966)等	米国 客室乗務員 (CA)	欧州 客室乗務員 (CA)	運航乗務員 (PL)	CA 現行 基準		
【最低限必要な休養時間②】 ・乗務間/定期の休養時間 ・時差や夜間に応じた休養措置 ・不測な事態の時間調整 等	■休養時間の要件を満たさない短期間の休憩 短期間の休憩時間はFDPに含む。ただし、以下の条件で最少CA数の場合は、FDPから除外可 ・現地時間22時～5時に休憩可 ・宿泊施設で3h以上の休憩可 ・休憩計画が飛行勤務開始前になされていること ・計画時間以上の休憩取得可 ・休憩は少なくとも1回目の飛行後であること ・FDPと休憩の合計が14hを超えないこと	■休養時間の要件を満たさない短期間の休憩 短期間の休憩時間はFDPに含む。ただし、以下の条件の下、PL2人の場合は、休憩時間50%までFDPを延長可 ・連続3h以上の休憩時間が可 ・飛行前後の勤務時間や移動時間(全体で少なくとも30分以上)は休憩時間から除いて算出 ・休憩が6h以上となる場合や、身体的低調期にかかる場合は宿泊施設を用意すること	■休養時間の要件を満たさない短期間の休憩 短期間の休憩時間はFDPに含む。ただし、以下の条件の下、PL2人の場合は、休憩時間50%までFDPを延長可 ・連続3h以上の休憩時間が可 ・飛行前後の勤務時間や移動時間(全体で少なくとも30分以上)は休憩時間から除いて算出 ・休憩が6h以上となる場合や、身体的低調期にかかる場合は宿泊施設を用意すること	——	★CAの疲労管理にあたり、実際の運航におけるイレギュラーへの対応、運用上の調整や要件医生理的休憩等に関する基準を設けることは有効。 ★欧米においては、生理学等の観点から、PLとCAの基準は原則として同一とする考え。	○欧州の考え方も踏まえて既に本邦PLの基準として採用している休養時間等の基準をCAにも適用してはどうか。 ○具体的には、既に我が国で運用実績のある、PLに対する基準を準用してはどうか。
【スタンバイ】 ・空港待機に応じた時間調整等	■空港での待機時間: ・飛行勤務時間に含まれる ■空港以外の待機時間: ・14h以内であること ・最少CA数の場合、 (a)FDP+4時間 (b)「16時間」 のうち少ない方の時間を超えないこと ・CAを増員した場合、FDP+4時間を超えないこと	■空港での待機時間: ・飛行勤務時間に含まれる ・待機時間が4h超過した時、同時間をFDP最大値から減 ・待機時間とFDPの合計が16h以内 ■空港での待機時間: ・16h以内であること ・待機時間+その後のFDPが18hを超えてないようにすること ・待機時間25%は累積勤務時間 含 ・PL2人で待機時間が6hを超えた場合、超過時間と同時間をFDP最大値から減 ・PL3人・4人で待機時間が8hを超えた場合、超過時間と同時間をFDP最大値から減 等	■自宅やホテル等の適切な施設以外での待機時間: ・飛行勤務時間に含まれる ■自宅やホテル等の適切な施設での待機時間: ・14h以内であること ・PL2人の場合、 (a)FDP+4時間 (b)「16時間」 のうち少ない方の時間を超えないこと ・PL3人・4人の場合、FDP+4時間を超えないこと	——	○休養時間に関してはCAとPLの乗務形態の差異が及ぼす影響は限定的と考えられる。 ○我が国PLの基準は既に適用されており、特段の問題は生じていない。	